

田村市条例第13号

田村市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

田村市道路占用料徴収条例(平成17年田村市条例第178号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	単価			単位	単価
1 法第 32 条 第1項 第1号 に掲 げる 工 作 物	第1種電柱	1本につき1年	530	1 法第 32 条 第1項 第1号 に掲 げる 工 作 物	第1種電柱	1本につき1年	430
	第2種電柱		810	第2種電柱	670		
	第3種電柱		1,100	第3種電柱	900		
	第1種電話柱		470	第1種電話柱	390		
	第2種電話柱		750	第2種電話柱	620		
	第3種電話柱		1,000	第3種電話柱	850		
	その他の柱類		47	その他の柱類	39		
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メー トルにつき1年	5	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メー トルにつき1年	4	
	地下に設ける電 線その他の線類		3	地下に設ける電 線その他の線類		2	
	路上に設ける変 圧器	1個につき1年	460	路上に設ける変 圧器	1個につき1年	380	
	地下に設ける変 圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	280	地下に設ける変 圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	230	
	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1年	940	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1年	780	
	郵便差出箱及び 信書便差出箱		390	郵便差出箱及び 信書便差出箱		330	
	広告塔	表示面積1平 方メートルに つき1年	580	広告塔	表示面積1平 方メートルに つき1年	590	
その他のもの	占用面積1平	940	その他のもの	占用面積1平	780		

			方メートルにつき1年	
2 法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>20</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>28</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>42</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>56</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>85</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>110</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>200</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>280</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>560</u>
3 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	<u>940</u>
4 法第32条第1項第5号に掲げる	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	A に0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		A に0.006を

			方メートルにつき1年	
2 法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>16</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>23</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>35</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>47</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>70</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>93</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>160</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>230</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>470</u>
3 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	<u>780</u>
4 法第32条第1項第5号に掲げる	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	A に0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		A に0.006を

施設			乗じて 得た額	
	階数が3 以上の もの			
	上空に設ける通路		290	
	地下に設ける通路		180	
	その他のもの		<u>940</u>	
5 法第 32条 第1項 第6号 に掲 げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		6	
	その他のもの		<u>58</u>	
6 政令 第7条 第1号 に掲 げる 物件	看板 (アー チであ るもの を除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>58</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>580</u>
	標識		1本につき1年	<u>750</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6
		その他のもの	1本につき1月	<u>58</u>
	幕(政	祭礼、	その面積1平	6

  

施設			乗じて 得た額	
	階数が3 以上の もの			
	上空に設ける通路		290	
	地下に設ける通路		180	
	その他のもの		<u>780</u>	
5 法第 32条 第1項 第6号 に掲 げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		6	
	その他のもの		<u>59</u>	
6 政令 第7条 第1号 に掲 げる 物件	看板 (アー チであ るもの を除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>59</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>590</u>
	標識		1本につき1年	<u>620</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6
		その他のもの	1本につき1月	<u>59</u>
	幕(政	祭礼、	その面積1平	6

	令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	方メートルにつき1日	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	58
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	580
		その他のもの		290
7	政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	940
8	政令第7条第3号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	A に 0.034 を乗じて得た額
9	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	58
10	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1月	94
11	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	A に 0.018 を乗じて得た額
		上空に設けるもの		A に 0.018 を乗じて得た額
	令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	方メートルにつき1日	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590
		その他のもの		290
7	政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	780
8	政令第7条第3号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	A に 0.031 を乗じて得た額
9	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	59
10	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1月	78
11	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	A に 0.017 を乗じて得た額
		上空に設けるもの		A に 0.017 を乗じて得た額

	地下 (トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	A に 0.004を 乗じて 得た額		地下 (トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	A に 0.004を 乗じて 得た額
		階数が2のもの	A に 0.006を 乗じて 得た額			階数が2のもの	A に 0.006を 乗じて 得た額
		階数が3以上のもの	A に 0.008を 乗じて 得た額			階数が3以上のもの	A に 0.007を 乗じて 得た額
	その他のもの		A に 0.026を 乗じて 得た額		その他のもの		A に 0.025を 乗じて 得た額
12 政 令第7 条第9 号に 掲げ る施 設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	A に 0.024を 乗じて 得た額		建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	A に 0.022を 乗じて 得た額
	その他のもの		A に 0.017を 乗じて 得た額		その他のもの		A に 0.015を 乗じて 得た額
13 政 令第7 条第 10号 に掲 げる 施設 及び 自動 車駐 車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	A に 0.024を 乗じて 得た額		建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	A に 0.022を 乗じて 得た額
	その他のもの		A に 0.017を 乗じて 得た額		その他のもの		A に 0.015を 乗じて 得た額
14 政 令第7 条第 11号	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	A に 0.024を 乗じて 得た額		トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	A に 0.022を 乗じて 得た額

に 掲 げ る 応 急 仮 設 建 築 物	上空に設けるもの		A に <u>0.024</u> を 乗じて 得た額	に 掲 げ る 応 急 仮 設 建 築 物	上空に設けるもの		A に <u>0.022</u> を 乗じて 得た額
	その他のもの		A に <u>0.034</u> を 乗じて 得た額		その他のもの		A に <u>0.031</u> を 乗じて 得た額
15 政令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	A に <u>0.026</u> を 乗じて 得た額	15 政令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	A に <u>0.025</u> を 乗じて 得た額
16 政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	A に <u>0.024</u> を 乗じて 得た額	16 政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	A に <u>0.022</u> を 乗じて 得た額
	上空に設けるもの		A に <u>0.024</u> を 乗じて 得た額		上空に設けるもの		A に <u>0.022</u> を 乗じて 得た額
	その他のもの		A に <u>0.034</u> を 乗じて 得た額		その他のもの		A に <u>0.031</u> を 乗じて 得た額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。